

第3育秀苑デイサービスセンターレインボー 重要事項説明書

(介護予防)認知症対応型通所介護

令和7年8月5日改定

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6904-0105 (月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 管理者・生活相談員
* ご不明な点は、お問合せ下さい。

2. 第3育秀苑デイサービスセンターレインボー

(1) 事業所の概要

事業所名	第3育秀苑デイサービスセンターレインボー
住所	東京都練馬区土支田1丁目31番5号
サービスの種類	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
事業所番号	1392000566
管理者	上村 紀泰
開設年月日	平成25年6月1日

(2) サービス提供地域

練馬区

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名(兼務)		1名	業務管理統括
生活相談員	2名(兼務含)		2名	相談援助等
機能訓練指導員		1名	1名	機能維持・向上の訓練指導
看護職員		1名(兼務)	1名	健康管理・療養上の世話
介護職員	3名(兼務含)	8名	11名	介護全般・日常生活上の世話
その他		2名	2名	送迎・日常生活上の世話

(4) 設備の概要

定員	24名(1日あたり)	静養室	1室 1床
デイルーム、食堂 兼機能訓練室	1室 80.05㎡	浴室	一般浴槽および特殊浴槽
相談室	2室	送迎車	2台

(5) 営業日時

利用日	毎週月曜日～土曜日
休業日	日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
営業時間	8時30分～17時30分
利用時間	8時30分～17時30分

* 延長の場合の送迎は、原則ご家族対応となります。

3. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業所は特別養護老人ホームに併設の事業所であり、その特性を活かして利用者に適正な介護を提供します。
- ②利用者が可能な限り自宅において、有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう援助します。
- ③利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るように努めます。
- ④事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとも綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤事業所は提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報をご利用者へ提供します。
- ⑥サービスの質をより向上させるために、職員の研修の充実を図り、援助に反映します。

4. サービス内容

- ①送迎 … 送迎を希望する方は、送迎車が巡回します。車イスの方も可能です。
- ②食事 … 普通食の困難な方には、可能な限り適宜対応します。
- ③入浴 … 入浴は、一般浴槽、リフト浴槽等を使用し、必要に応じて介助します。
- ④機能訓練 … 個別または集団で、生活に必要な機能訓練を行ないます。
- ⑤レクリエーション … 興味・関心のあるプログラムを工夫し、快適で楽しい時間を提供いたします。
- ⑥自立支援 … 個々の持っている能力の維持を図り、在宅生活の継続を支援します。
- ⑦生活相談 … 相談員等が心身状況、家庭状況、その他の問題について相談に応じます。

5. 利用料金

- (1) 介護保険対象サービスの利用料金は介護保険法令に定める介護給付費に準拠した2項の金額となり、利用者は介護保険で決められた自己負担額を事業所に支払うものとします。
尚、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた利用金額を実費でご請求させていただきます。

(2) サービス料金

【基本部分:介護予防通所介護費】

所要時間	要介護度	基本利用料 ※注1参照	1日の自己負担分		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要支援 1	¥4,761	¥477	¥953	¥1,429
	要支援 2	¥5,283	¥529	¥1,057	¥1,586
4時間以上 5時間未満	要支援 1	¥4,983	¥499	¥997	¥1,496
	要支援 2	¥5,527	¥553	¥1,106	¥1,659
5時間以上 6時間未満	要支援 1	¥7,403	¥741	¥1,481	¥2,222
	要支援 2	¥8,247	¥825	¥1,650	¥2,475
6時間以上 7時間未満	要支援 1	¥7,592	¥760	¥1,519	¥2,278
	要支援 2	¥8,458	¥846	¥1,692	¥2,538
7時間以上 8時間未満	要支援 1	¥8,580	¥859	¥1,717	¥2,575
	要支援 2	¥9,590	¥960	¥1,919	¥2,878
8時間以上 9時間未満	要支援 1	¥8,857	¥886	¥1,772	¥2,658
	要支援 2	¥9,890	¥990	¥1,979	¥2,968

【基本部分:通所介護費】

所要時間	要介護度	基本利用料 ※注1参照	1日の自己負担額		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護 1	¥5,450	¥546	¥1,091	¥1,636
	要介護 2	¥6,005	¥601	¥1,202	¥1,802
	要介護 3	¥6,537	¥654	¥1,308	¥1,962
	要介護 4	¥7,092	¥710	¥1,419	¥2,128
	要介護 5	¥7,636	¥764	¥1,528	¥2,292
4時間以上 5時間未満	要介護 1	¥5,716	¥572	¥1,144	¥1,715
	要介護 2	¥6,282	¥629	¥1,257	¥1,885
	要介護 3	¥6,859	¥686	¥1,372	¥2,058
	要介護 4	¥7,425	¥743	¥1,486	¥2,228
	要介護 5	¥7,992	¥800	¥1,599	¥2,398
5時間以上 6時間未満	要介護 1	¥8,558	¥856	¥1,712	¥2,568
	要介護 2	¥9,479	¥948	¥1,896	¥2,844
	要介護 3	¥10,389	¥1,039	¥2,078	¥3,117
	要介護 4	¥11,277	¥1,128	¥2,256	¥3,384
	要介護 5	¥12,198	¥1,220	¥2,440	¥3,660
6時間以上 7時間未満	要介護 1	¥8,769	¥877	¥1,754	¥2,631
	要介護 2	¥9,723	¥973	¥1,945	¥2,918
	要介護 3	¥10,656	¥1,066	¥2,132	¥3,197
	要介護 4	¥11,566	¥1,157	¥2,314	¥3,470
	要介護 5	¥12,509	¥1,251	¥2,502	¥3,753
7時間以上 8時間未満	要介護 1	¥9,923	¥993	¥1,985	¥2,978
	要介護 2	¥10,977	¥1,098	¥2,196	¥3,294
	要介護 3	¥12,054	¥1,206	¥2,411	¥3,617
	要介護 4	¥13,131	¥1,314	¥2,627	¥3,940
	要介護 5	¥14,185	¥1,419	¥2,838	¥4,256
8時間以上 9時間未満	要介護 1	¥10,234	¥1,024	¥2,047	¥3,071
	要介護 2	¥11,322	¥1,133	¥2,265	¥3,397
	要介護 3	¥12,432	¥1,244	¥2,487	¥3,730
	要介護 4	¥13,553	¥1,356	¥2,711	¥4,066
	要介護 5	¥14,663	¥1,467	¥2,933	¥4,399

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額	自己負担額		
		基本利用料	1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 入浴介助に関する職員に対し、入浴介助に関する研修を行うこと。	¥56	¥56	¥111	¥167
入浴介助加算(Ⅱ)	利用者宅へ訪問し医師等の指示により計画書を作成。居宅の環境に近い状態で入浴介助を行った場合(1日につき)	¥62	¥62	¥123	¥184
科学的介護推進体制加算	当該利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症や心身の状況等の基本的情報を厚生労働省へ提出し、その実施にあたって有効に活用した場合。(1月につき)	¥45	¥45	¥89	¥134
個別機能訓練加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人員要件を満たし、利用者の機能訓練を行った場合。(1日につき)	¥30	¥30	¥60	¥90
個別機能訓練加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)の取組に加え、個別機能訓練計画等の情報を厚生労働省へ提出しその実施にあたって有効に活用した場合。	¥23	¥23	¥45	¥67
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	外部機関からの助言により、利用者の身体状況等の評価を行い、生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成、運用した場合	¥111	¥111	¥222	¥333
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	外部機関との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成、運用した場合	¥222	¥222	¥444	¥666
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合(1日につき)	¥666	¥67	¥134	¥200
栄養アセスメント加算	管理栄養士を外部との連携で配置し、当該利用者の栄養アセスメントを多職種連携の元実施。それらの情報を厚生労働省へ提出しその実施にあたって有効に活用した場合(1月につき)	¥555	¥56	¥111	¥167
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行い必要に応じて居宅へ訪問した場合(1月につき)	¥1,665	¥167	¥333	¥500
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	当該利用者の口腔状態及び栄養状態に関する情報を確認し、担当する介護支援専門員に提供した場合	¥222	¥23	¥45	¥67
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	当該利用者に対し「栄養改善加算」又は「口腔機能向上加算」の算定をしており、口腔状態又は栄養状態に関する情報を確認し、担当する介護支援専門員に提供した場合	¥56	¥6	¥12	¥17
口腔機能向上加算(Ⅰ)	利用者への口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合(1回毎、月2回まで)	¥1,665	¥167	¥333	¥500
口腔機能向上加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省へ提出しその実施にあたって有効に活用した場合(月2回まで)	¥1,776	¥178	¥356	¥533

加算の種類	加算の要件	加算額	自己負担額		
		基本利用料	1割	2割	3割
ADL維持等加算(Ⅰ)	ADLを測定し厚生労働省へ提出し、測定した利用者の平均ADL利得が+1以上ある場合。(月1回)	¥333	¥34	¥67	¥100
ADL維持等加算(Ⅱ)	ADLを測定し厚生労働省へ提出し、測定した利用者の平均ADL利得が+3以上ある場合。(月1回)	¥666	¥67	¥134	¥200
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人員要件を満たす場合(1回毎)	¥244	¥25	¥49	¥74
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	当該加算の体制・人員要件を満たす場合(1回毎)	¥200	¥20	¥40	¥60
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	当該加算の体制・人員要件を満たす場合(1回毎)	¥67	¥7	¥14	¥20

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の賃金改善に関して、指定の基準を満たした場合、利用単位数に指定の18.1%を乗じた単位数を算定します。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員等の賃金改善に関して、指定の基準を満たした場合、利用単位数に指定の17.4%を乗じた単位数を算定します。

【減算】 該当する場合は、上記の利用料金から以下の料金が減算されます。

減算の要件	サービス利用料	減算額		
		1割	2割	3割
送迎を行わない場合(片道につき)	¥521	¥53	¥105	¥157

【その他の費用】 (介護保険対象外)

項 目	金 額	備 考
食 費	¥680	
おやつ代	¥100	
趣味活動費等	実費	参加希望の場合
理美容費	実費	希望の場合

*利用者の都合や体調不良等で、昼食やおやつを提供できなかった場合は、原則、所定費用をご負担頂きます。

(3) 留意事項

介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等があった場合は、一旦全額自己負担となる場合があります。

(4) キャンセル規定

利用予定日の前営業日17時以降にサービス提供をキャンセルした場合は、食費およびおやつ代を請求させていただきます。

＊利用日が月曜日または休日前日の場合は、ご注意ください。

6. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・金銭、貴重品は、自己の責任で管理してください。
- ・喫煙は場所が指定されていますが、ご希望に添えない場合があります。
- ・施設内での宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

7. 健康上の理由による中止

- ・体調不良時の利用は、お断りすることがあります。
- ・利用中体調が悪くなった場合には、家族に連絡の上、サービスを中止することがあります。
その際、必要に応じて医療機関等に連絡をとります。
- ＊サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

介護支援専門員を通してお申し込み下さい。

※サービス変更に関する要望・相談は担当ケアマネジャー、または生活相談員までご連絡ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者は事業所に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ② 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ③ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了となります。
以下の場合は自動的に契約を終了し、予約は無効となりますので速やかにご連絡ください。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

④ 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・ 利用者のサービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ・ 利用者又は家族が、事業所やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合や、身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる等)のハラスメント行為を行い、その状態が改善されない場合

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態変化等があった場合は、事業者は事前の打合せに従い、主治医、救急車、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

10. 身元引受人(契約書第9条参照)

利用者は、契約時に利用者の利用料金等の滞納があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

11. 連帯保証人(契約書第10条参照)

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者または連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合に事業者は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

12. 秘密の保持・個人情報保護

- (1) 事業所および従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持するものとします。
- (2) 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。
- (3) 事業所が居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。
- (4) 事業所は、個人情報に関して利用者および家族等より文書にて同意を得ます。また、利用者は、その使用否、利用の停止等を事業所に申し出、事業所は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合、それに応じます。

13. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 : 非常ベルで知らせ、職員が避難誘導します。
- ・ 防災設備 : 自動火災報知機等で119番通報をする他、スプリンクラー、消火器を設置しています。
- ・ 防災訓練 : 毎月1回実施します。
- ・ 防火管理者 : 防火管理者の資格を有する者

14. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、都、区市町村、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録することとします。
- (3) 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

15. 高齢者虐待防止

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用含)を定期的に関催し職員へ周知します。
- ② 虐待防止の為の指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的を実施します。
- ④ 前号までに掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。

16. 賠償責任

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 利用者および家族は、施設に対して故意に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した場合は、その損害を弁償し、又は原状に回復します。

17. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者又は代理人が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者又は代理人が、事業所の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

18. サービス内容に関する相談・苦情

利用者または家族等からの相談・苦情に対する窓口を設置し、サービスに関する要望、苦情に対し、迅速に対応します。

(1) 相談・苦情担当

責任者 管理者

担当者 生活相談員 電話 03-6904-0105 (午前8時30分～午後5時30分)

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ① 練馬区 介護保険課 電話 03-3993-1111(代表)
- ② 利用者の住所地の地域包括支援センター 別紙参照
- ③ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局 電話 03-3993-1344
- ④ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 電話 03-6238-0177

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和 年 月 日		
		評価機関名称			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	2 なし				

20. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 育秀会
代表者役職・氏名	理事長 中村 喜江
本部所在地・電話番号	東京都練馬区桜台2丁目2番8号 03-3557-7637

令和 年 月 日

(介護予防)認知症対応型通所介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

＜事業所＞	住所	東京都練馬区土支田1丁目31番5号
	名称	第3育秀苑デイサービスセンターレインボー
	管理者	上村 紀泰 印

説明者	職種	生活相談員
	氏名	池田 和美

私は、契約書および本書面により、事業所から (介護予防)認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

＜利用者＞ 住所

氏名

(代筆者氏名)

＜身元引受人および連帯保証人＞

住所

氏名